

I — (11) — ⑤ 独立行政法人平和祈念事業特別基金 第2次中期計画とその実施結果

中期計画の項目	実施結果															
<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1. 業務の削減</p> <p>(1) 職員の意識改革、業務運営の効率化を進め、経費総額（事業費（特別記念事業及び慰霊碑建立に充てる経費を除く）、管理費及び人件費の合計）について、前期末事業年度である平成19事業年度に対する中期目標の期間における最終事業年度の割合を75%以下（通年ベース）とする。</p>	<p>平成20事業年度の業務運営に係る経費総額は965百万円であり、平成19事業年度の経費総額1,264百万円と比較し、299百万円の減額、率にして23.7%の削減となっている。</p> <table border="1" data-bbox="1115 550 1704 810"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2" style="text-align: right;">(単位:百万円)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>19'(基準年度)</th> <th>20'</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経費総額</td> <td style="text-align: right;">1,264</td> <td style="text-align: right;">965</td> </tr> <tr> <td>対前年度増△減</td> <td></td> <td style="text-align: right;">△ 299</td> </tr> <tr> <td>対前年度比</td> <td></td> <td style="text-align: right;">△ 23.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 費用化した事業費への振り替え分を含まない。 ※ 特別記念事業に係る経費・・・8,934百万円</p> <p>20年度の具体的な効率化策</p> <p>一般管理費については、平成19年7月に事務室を移転したことにより賃貸料等に係る経費34百万円、事務室等の移転に伴う経費25百万円が減額となっていることから、前年度と比較して63百万円の減額、率にして46.7%の削減となっている。</p> <p>慰藉事業費については、前年度と比較して217百万円の減額、率にして24.1%の削減となっている。</p> <p>その主な内訳は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書状等贈呈事業に係る経費及び贈呈件数の減 △156百万円 		(単位:百万円)			19'(基準年度)	20'	経費総額	1,264	965	対前年度増△減		△ 299	対前年度比		△ 23.7%
	(単位:百万円)															
	19'(基準年度)	20'														
経費総額	1,264	965														
対前年度増△減		△ 299														
対前年度比		△ 23.7%														

中期計画の項目	実施結果																				
<p>また、人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、平成18事業年度からの5年間で5%以上の削減を行うこととされていることから、平成22年9月までの4年6月間において、平成17事業年度に対し4.5%以上削減する。(今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。)</p> <p>(2) 給与水準について、国家公務員と比べ、また、社会的に理解が得られる水準として適正かどうか検証し、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、その検証結果や講ずる措置について公表する。</p> <p>2. 外部委託の推進 外部委託が可能な業務について外部委託を推進することにより、経費の縮減を図る。</p> <p>3. 組織運営の効率化 各部門の業務分担、業務遂行のプロセス等を分析し、基金に課せられた業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、必要に応じて人員配置の見直しを行う。</p>	<p>【20年度】 人件費については、平成20年度は181百万円で、平成19年度の198百万円と比較して17百万円の減額、率にして8.7%の削減となった。対17年度比では8.2%減で22年9月末までに4.5%削減する目標を達成できた。これは、20年度中、業務の見直し調整を行うことにより、定員を2名下回る16名での減員体制を維持することができたことが、主要因として考えられる。給与水準の公表(19年度人事院勧告を踏まえた給与改定分(0.7%)を除く。)を勘案すると、対17年度比で8.9%の削減となっている。</p> <table border="1" data-bbox="967 550 2018 730"> <caption>(単位:千円)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td>196,690</td> <td>200,828</td> <td>197,891</td> <td>180,590</td> </tr> <tr> <td>対前年度比(%)</td> <td></td> <td>2.1</td> <td>△1.5</td> <td>△8.7</td> </tr> <tr> <td>対17年度比(%)</td> <td></td> <td>2.1</td> <td>△0.6</td> <td>△8.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>【20年度】 「所蔵資料等の整理業務」を企画競争により、外部へ委託した。また、ロシア国立映画・写真資料公文書館、ロシア国立軍事公文書館、ドイツ反ファシスト記念館について、資料入手に係る交渉調整・報告書の作成業務を外部委託した。</p> <p>【20年度】 20年度計画の事業の進捗状況を4半期毎にとりまとめ、計画達成のための見直し検討を行うなど、PLAN(計画)、DO(実施と運用)、CHECK(監査)、ACTION(見直し)のいわゆるPDCAサイクルによる内部統制システム(リスク管理体制)の構築を図り、業務体制の見直しを行ったことにより、業務の役割分担の明確化による人員配置を行った。 また、前年度に引続き調査企画担当副参事を特別記念事業の業務に当たらせ、業務の早期処理を円滑にするための組織運営を実施した。</p>		17年度	18年度	19年度	20年度	人件費	196,690	200,828	197,891	180,590	対前年度比(%)		2.1	△1.5	△8.7	対17年度比(%)		2.1	△0.6	△8.2
	17年度	18年度	19年度	20年度																	
人件費	196,690	200,828	197,891	180,590																	
対前年度比(%)		2.1	△1.5	△8.7																	
対17年度比(%)		2.1	△0.6	△8.2																	

中期計画の項目		実施結果							
4. 随意契約の見直し		【20年度】							
<p>「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成19年8月10日閣議決定）に沿って、基金が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。また、一般競争入札等により契約を実施する場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施するなど契約の適正化を推進する。</p> <p>なお、監事及び会計監査人による監査において、入札及び契約の適切な実施についてチェックを受けるものとする。</p>		<p>法人においては平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）による要請に基づいた会計規程等の改正・整備や契約に関連した情報の公表など契約の適正化を図るための措置を講じたところである。また、監事による入札・契約の適正な実施についてのチェックを受けるための措置として、「物品、役務等の契約締結状況」を翌月に開催される役員会において審議し、了承を得る体制を取っている。</p> <p>なお、20年度における契約の状況は、下表のとおりである。</p>							
		「随意契約見直し計画」				平成19年度実績		平成20年度実績	
		平成18年度実績		見直し後					
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
			(円)		(円)		(円)		(円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(4.8%) 3	(2.1%) 18,771,290				
一般競争入札等	競争入札			(9.7%) 6	(2.4%) 21,874,116	(19.8%) 20	(40.1%) 606,434,564	(29.2%) 19	(42.8%) 551,042,336
	企画競争	(16.1%) 10	(13.5%) 122,102,306	(19.4%) 12	(17.8%) 161,265,423	(7.9%) 8	(10.2%) 154,780,901	(10.8%) 7	(9.9%) 126,893,859
随意契約		(83.9%) 52	(86.5%) 785,388,666	(66.1%) 41	(77.7%) 705,580,143	(72.3%) 73	(49.7%) 751,614,438	(60.0%) 39	(47.3%) 608,992,325
合計		(100%) 62	(100%) 907,490,972	(100%) 62	(100%) 907,490,972	(100%) 101	(100%) 1,512,829,903	(100%) 65	(100%) 1,286,928,520
		(注1) ()内は契約全体に占める契約種類別割合を示す。							
		(注2) 平成19年度実績には、特別記念事業に係る特別慰労品の製造(売買)及び梱包発送業務に関する契約(10件、5,761,121,576円)を含まない。							
		(注3) 平成20年度実績には、特別記念事業に係る特別慰労品の製造(売買)及び梱包発送業務に関する契約(12件、8,098,489,162円)を含まない。							

中期計画の項目	実施結果																		
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1. 資料の収集、保管及び展示</p> <p>(1) 資料の収集</p> <p>① 基金の解散を見据え、個人が所有する恩給欠格者（旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者）、戦後強制抑留者（昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者）、引揚者（今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者）等（以下「関係者」という。）の労苦に関する資料（以下「関係資料」という。）のうち、未収集の重要な資料を効率的に収集する。</p> <p>② 既存の寄託品については、寄贈への切替え又は寄託の継続を所有者に依頼する。</p>	<p>① 関係資料の収集等</p> <p>20年度の資料収集方針は、関係資料のうち当法人が未収集であって重要な資料の収集とした。その方針に従って、20年度の関係資料の寄贈点数は、軍事郵便物（戦地から姉への手紙）、ソ連軍軍票（1円）、予防接種証明書などの1,029点（寄贈者23人）であった。</p> <p>② 寄託から寄贈への切替</p> <p>19年度末残59人（資料件数476件）の寄託者に対し、寄贈への切替の協力要請を行ったところ、20年度（21年3月末日現在）において、22人から寄贈承諾を、5人から寄託期間の延長の了解を、5人から返却の申し出があり資料を返却した。</p> <table border="1" data-bbox="1010 1007 1872 1273"> <thead> <tr> <th></th> <th>人 数</th> <th>資料件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寄託</td> <td>59人</td> <td>476件</td> </tr> <tr> <td>うち寄贈切替</td> <td>22人</td> <td>110件</td> </tr> <tr> <td>うち寄託継続</td> <td>5人</td> <td>17件</td> </tr> <tr> <td>うち資料返却</td> <td>5人</td> <td>17件</td> </tr> <tr> <td>手続き継続</td> <td>27人</td> <td>332件</td> </tr> </tbody> </table>		人 数	資料件数	寄託	59人	476件	うち寄贈切替	22人	110件	うち寄託継続	5人	17件	うち資料返却	5人	17件	手続き継続	27人	332件
	人 数	資料件数																	
寄託	59人	476件																	
うち寄贈切替	22人	110件																	
うち寄託継続	5人	17件																	
うち資料返却	5人	17件																	
手続き継続	27人	332件																	

中期計画の項目	実施結果
<p>(2) 資料の保管</p> <p>基金解散後の総務省における資料等の記録・保存等の在り方についての検討状況（以下「在り方の検討」という。）を踏まえつつ、次の事項を行う。</p> <p>① 関係資料の体系的な保管を図るために、関係資料カルテの作成を促進する。また、保管スペースの充実等環境の整備を図り、修理等を要する関係資料については、専門家と連携して順次修理等を行う。</p> <p>② 希少性の高い貴重な関係資料については、劣化を防止するために、定温・定湿倉庫に保管するなどして、常時適切な環境で保存する。</p>	<p>① 適切な保管</p> <p>ア 環境の整備</p> <p>法人は、これまで12,770件に及ぶ実物資料を倉庫内の同一区画内の5階2室21坪、5M階1室6坪で保管していた。基金解散後の資料の移管等を見据え、20年度に資料整備を行うこととなったが、現状の保管状況では資料整理のための資料の出し入れに支障を来すおそれがあることから、作業開始前に、5階の2室のうち1室（12坪）を22.5坪の1室と交換した。その結果、保管スペースを10.5坪増加し全体で37.5坪となった。あわせて、保管環境を改善することにより、資料整備作業は順調に終了することができた。</p> <p>イ 関係資料の修理等</p> <p>20年度に寄贈された全ての資料について、その都度現状把握を行い、5段階（A：非常に良好な状態～E：崩れかかっている状態）のランク付け作業を行った。また、基金発足以来これまで寄贈された資料12,770件を対象に、資料状態の再点検を行った。</p> <p>② 適切な保存措置</p> <p>ア 適切な環境での保管</p> <p>【燻蒸処理】</p> <p>収集した資料のうち、紙類全般、20年度特別企画展に展示した資料、常設展示場に展示してあった原物資料、20年度に寄贈された原物資料等について、燻蒸処理を行った。</p> <p>【保存の処置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙類は、タトウ紙に包み中性紙製の資料袋に入れ、静電気防止素材のコンテナへ、 ・木類、金属類、皮革類等の立体物はタトウ紙やビニール袋（空気穴あり）に入れ、静電気防止素材のコンテナへ

中期計画の項目	実施結果
<p>③ 保有している関係資料の電子データ化を積極的に推進する。</p> <p>(3) 資料の展示</p> <p>① 平和祈念展示資料館</p> <p>平和祈念展示資料館において、関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、基金解散までの限られた期間ではあるが、関係資料の展示を着実に実施すると同時に、必要に応じグラフィック、映像、模型等を用いるなど展示内容の充実、展示資料の入替え等を行い、若年層等の入館者を増加させる。</p> <p>また、説明員の配置による入館者への個別説明の実施、開館日・開館時間の弾力化等を行う。</p>	<p>・軍服等の布類は桐箱へ収納 など、いずれも資料に負荷がかからないよう配慮している。</p> <p>【保管場所】 昨年に引き続き、美術品保管用の定温定湿倉庫（室温 20℃、湿度 60%）に保管。 ・紙類、布類、木類、金属類、皮革類は絵画資料、複製資料とは別に保管。</p> <p>イ 劣化防止 19 年度に寄贈された紙資料のうちランク付け及び再点検結果を踏まえ、保存状態が著しく悪い資料を選定した 89 点に対し、劣化防止処置のための脱酸処理、エンキャプレーション、防錆処理等を実施した。</p> <p>③ 20 年度に寄贈を受けた昭和 20 年から 23 年にかけての朝日、毎日等の新聞を始め関係資料 1,029 点について、データベースシステムに情報の入力を行った。 また、寄贈図書 135 冊について、データベースシステム入力を行った。 この結果、関係資料 12,770 件、図書 11,905 冊についての情報入力が完了した。</p> <p>① 平和祈念展示資料館</p> <p>ア 展示内容の充実 20 年 8 月 31 日 NHK 教育テレビで従軍写真家小柳次一氏の特集番組の放映があり、資料館及び平和祈念展（銀座展）の様子が流されることに併せて、特設展示コーナー「引揚げ漫画家たちの記憶」を一部縮小し、9 月から同コーナーに「切り撮られた戦場― 陸軍従軍カメラマン小柳次一の足跡をたどって 一」を開設した。</p> <p>イ テーマを持った展示資料の入替え 平成 20 年 5 月から毎月テーマを設定し、ミニ展示会を開催した。</p>

中期計画の項目	実施結果
<p>その他、積極的な広報活動の展開、団体客の誘致等を行うことにより、中期目標の期間の2年6月間における入館者数を13万人以上とする。</p>	<p>【テーマ】</p> <p>20年5月 娘は生きていた！－40年後の再会</p> <p>6月 黄海に死す－引揚船中で亡くなった兄を偲んで－</p> <p>7月 祖国上陸第一歩－引揚証明書が物語る悲喜もろもろ－</p> <p>8月 ある兵士の足跡－機関銃射手が見た戦場－</p> <p>9月 シベリア抑留－老兵の身でシベリアへ－</p> <p>10月 満州で別れた家族の軌跡－夫はシベリアへ、妻子2人の引揚げ－</p> <p>11月 樺太引揚げ－生まれ故郷の樺太を追われて－</p> <p>12月 軍隊手牒－記録された兵士の足跡－</p> <p>21年1月 ある少年兵の戦争－国のため、故郷のため－</p> <p>ウ 広報の実施</p> <p>平和祈念展示資料館の広報は、これまでの交通広告のほか、次のような広報媒体等を活用した。</p> <p>① 住友ビル商店会主催のサマーフェア－新聞折込広告（約12万部配布）への記事掲載。</p> <p>② 東京周辺のコミュニティー新聞（約40万世帯配布）への記事掲載（3回）及び同新聞社による「平和祈念展示資料館見学会」企画の実施及び同社「受験フェア」における生徒・教員・保護者へのパンフレット配布を実施。</p> <p>さらに、同新聞社の親会社であるガス会社の料金センター等へのリーフレット設置配布。</p> <p>③ 展示資料館の団体申込みをメールでも予約できるように、ホームページの掲載内容を更新（5月末）。（7月と8月に各1団体ずつ申込みあり）</p> <p>また、20年11月12日、全市区町村に対し、「平和祈念展示資料館への入館促進について」を送付し、団体見学の協力要請を行った。</p> <p>④ 校内放送番組制作コンクールの参加校募集の際に全国の高等学校5,481校にパンフレット配布を実施。</p> <p>⑧ タウンガイド等情報誌（「東京ベストガイド」、「東京 修学旅行とっておきガイド」など）への無料広告掲載</p> <p>⑨ インターネット情報サイトへの掲載</p> <p>⑩ ミニ展示会、特別企画展等のポスターを新宿住友ビル1階エレベータホールに掲示す</p>

中期計画の項目	実施結果
<p>② 特別企画展 関係資料の効果的な活用を図るため、特別企画展を計画的に開催し、各回の入場者数を3,000人以上とする。</p>	<p>るとともに、ビル受付にチラシを配置</p> <p>エ 団体見学者へ積極的対応</p> <p>① 平成20年度の団体による見学者は、221団体4,567人で、事前に資料館の説明を希望した団体見学者84団体1,410人に対し、語り部、説明員による案内及び説明を行った。 また、当日急遽説明を希望された来館者172人に対しても積極的な対応を行った。</p> <p>② ゴールデンウィーク、夏休み期間中の土日などには、恩給欠格者、戦後強制抑留者又は引揚者のいずれかの語り部をそれぞれのコーナーに延べ35人配置し、来館者へ直接語りかけたり質問などに対応した。</p> <p>オ アフターケアの充実 ミニ企画展示会及び特別企画展の開催に当たっては、資料寄贈者やリピーター等1,517人に対し、展示会の開催を案内するダイレクトメールを送付し、資料寄贈者等への周知徹底及びアフターケアの充実を図った。</p> <p>カ 開館日・開館時間の弾力化等 20年8月以降、月曜日開館を恒常的に実施することとした。結果、365日中338日間の開館となった。これに併せてJR、地下鉄、私鉄などの交通広告において資料館の啓発広報とともに年中無休の開館を積極的に広報をした。</p> <p>キ 20年度の入館者数は、48,272人であり、20年度の目標値(52,000人)の92.8%にとどまった。</p> <p>② 特別企画展 平成20年度の特別企画展は、「収蔵資料展」として、展示資料は、これまで常設展示等に使用しなかった資料の中から陸海軍関係のほか国民生活まで幅広いものとした。特別企画展の開催にあたり、特別企画展の展示品の寄贈者やこれまでの来館者等に案内状を送付するほか、特別企画展の広報を行うとともにJR・私鉄等の交通機関の車額ポスターでの広報及び「ニューファミリー新聞社」(京葉・常磐地区コミュニティー新聞)に</p>

中期計画の項目	実施結果
<p>③ 平和祈念展 関係資料の効果的な活用を図るため、平和祈念展を計画的に開催し、各回の入場者数を1万人以上とする。</p> <p>④ 地方展示会 関係資料の効果的な活用を図るため、全国各地で基金の直轄又は関係団体への委託により、地方展示会を計画的に開催する。展示内容、会場、広報の状況等を踏まえ、各回の入場者数の目標を設定し、中期目標の期間の2年6月間における入場者数を4万人以上とする。</p>	<p>広告を掲載した。(2~3月) なお、開催期間中の入場者は3,359人となり、中期計画の目標(3,300人)は達成した。</p> <p>③ 平和祈念展 平和祈念展(銀座展)は、平成20年8月14日から19日の6日間、松坂屋銀座店7階催事場で開催し、開催期間中の入場者は10,282人となり、年度目標(11,000人)を達しなかった。</p> <p>④ 地方展示会 ア 直轄の地方展示会 平成20年6月13日から22日の9日間、名古屋市愛知県図書館5階大会議室で開催した。開催に当たり、新聞、テレビ・ラジオ、名古屋市内の交通機関、教育機関へのチラシ等の配布など多角的に広報を実施したものの、開催期間中の入場者は3,528人となり、19年度の長野市で開催(入場者数1,581人)より多くの入場者を得ることができたが、年度目標(5,000人)の70.6%にとどまった。</p> <p>イ 委託事業の地方展示会 社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会、財団法人全国強制抑留者協会に委託し、総務省、地方公共団体等の後援を得て、地方展示会を15回開催した。これらの開催に当たっては、全国的組織を持ち、それぞれの地域事情を詳細にかつ的確に把握している各関係団体に委託することにより、地域ごと特色のある展示が可能となった。 20年度の地方展示会の入場者は、延べ13,823人となり、19年度(13箇所、延べ入場者数12,288人)と比べ増加したものの、年度目標(17,500人)の79.0%にとどまった。</p>

中期計画の項目	実施結果
<p>⑤ アンケートの実施</p> <p>平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、各事業年度において、平均で過半数の者から満足した旨の回答を得るよう展示内容の充実を図り、その結果を以後の展示内容に反映させる。</p>	<p>⑤ アンケートの実施</p> <p>ア 平和祈念展示資料館</p> <p>平成21年3月末日現在、平和祈念展示資料館入館者総数の5.6%に当たる2,690人からアンケートを徴し、過半数を大きく上回る84.4%の方から満足した旨の回答を得た。</p> <p>また、アンケートに寄せられた要望のうち、「遺書などで文字が薄れているものは、訳が欲しい」、「頼めば説明してもらえるのか」「展示を各地で行って欲しい」など実現した。</p> <p>イ 特別企画展</p> <p>入場者総数の5.8%にあたる194人からアンケートを徴し、回答者の91.8%の方から満足した旨の回答を得た。また95.6%の方から印象深いとの回答を得た。記述された印象としては、「その時代に生きた者として当時を思い出し懐かしく思う」「死亡告知が悲しかった。時刻不明、〇〇方面等の記載をみる家族の気持ちを思った。」「私が寄贈した資料が展示され、何回も視た」等の感想が寄せられた。</p> <p>また、今後への希望については、「学校の長期休暇に併せて戦争体験を語って欲しい。」「資料が何時までも残り後世にみてもらいたい」等が寄せられていた。</p> <p>ウ 平和祈念展（銀座展）</p> <p>入場者総数の3.8%にあたる389人からアンケートを徴し、回答者の約8割以上の方から満足した旨の回答を得た。</p> <p>また、入場者から次のような感想が寄せられた。</p> <p>具体的には、</p> <p>「当時の辛さがわかり、心うたれた」、</p> <p>「終戦後、ソ連や満州から引きあげる人々の状況がよくわかった」、</p> <p>「映画やテレビ、本等で、戦争の悲劇を知っていましたが、より現実的にその惨状を知ることが出来ました」、</p> <p>「時系列とテーマ毎の解説がわかりやすかった」</p>

中期計画の項目	実施結果
<p>⑥ 関係資料の貸出し 基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示会等の趣旨、内容等を勘案して、関係資料の貸出しを積極的に行う。</p> <p>(4) 基金解散後の資料等の在り方 在り方の検討状況を踏まえ、適時適切な目標管理を行いつつ、資料等の円滑な移行等のための準備作業を適切に進める。</p>	<p>エ 地方展示会（愛知展） 入場者総数の25%にあたる879人からアンケートを徴し、回答者の87%の方から満足した旨の回答を得た。 また、入場者から次のような感想が寄せられた。 「平成生まれの私には新しく知ることばかりであった」、 「実物の展示によって当時の姿が見えてくるようであった」、 「小6の息子も歴史を学んで分かることもあるようで、連れてきてよかった」、 「写真や実物、証言など、様々な資料を豊富に展示してありわかりやすかった」</p> <p>⑥ 関係資料の貸出し 20年度は、地方公共団体等から法人所蔵資料の借用申出は、9か所607点であり、次のとおりである。ちなみに、19年度の貸出状況は、4か所で貸出資料の点数は190点である。</p> <p>(4) 基金解散後の資料等の在り方 当法人内部に学識経験者を加えた「資料整備等検討委員会（20年3月31日理事長決定）」を立ち上げ、寄贈等を受けた実物資料等の整理、記録保存等の方法について検討を開始し、総務省への移管のために必要な目録データの整備、現物資料と目録データとの突き合わせ、移管用基礎データの作成等を行うことを決定した。これらを踏まえ、資料を整理するに当たり、資料の搬出を考慮した整理の仕方、現物と目録との突き合わせ、データ入力等の「所蔵資料等の整理業務」を効果的に民間企業のノウハウを活用するため、「所蔵資料等の整理業務」の企画競争を実施した。その結果、20年7月下旬にナカシャクリエイテブ（株）に資料整理業務を委託し、21年3月27日に検討委員会を開催し、委託業者から収蔵資料12,770件（33,010点）について、資料の保存状況、年代情報、材質、複製、画像データ等の最終報告を受けた。</p>

中期計画の項目	実施結果
<p>2 調査研究</p> <p>(1) 労苦の実態把握</p> <p>基金の解散を見据え、関係団体への委託により計画的に実施する体験者の手記による調査、聞き取り調査その他の調査を通じ、関係者の労苦の実情を把握するとともに、これまでの調査研究の成果を後世に確実に伝えられるよう研究成果の取りまとめを行う。</p> <p>(2) 外国調査の実施</p> <p>これまで実施した旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等における資料の探索及び収集した資料の調査・研究成果の取りまとめを行う。</p> <p>3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等</p> <p>(1) 記録の作成・頒布</p> <p>① 総合データベースの構築</p> <p>調査研究の成果等について、後世に継承できるよう、電子データ化を推進する。</p>	<p>2 調査研究</p> <p>(1) 労苦の実態把握</p> <p>20年度は、「平和の礎」全19巻を基に、恩給欠格者にあつては戦域別の労苦の実態を取りまとめ、戦後強制抑留者にあつては従事した作業別（伐採、鉄道工事、石炭・鉱石の採掘等）の労苦の実態等を取りまとめた。</p> <p>また、引揚者については、関係者から手記25件を採録した。</p> <p>(2) 外国調査の実施</p> <p>平成14年度から19年度までに収集した資料は、行政文書（露文）2,398件及びその和訳文書177件、書籍のコピー（露文）1,451点及びその和訳112点、記録映像2本、写真47点、その他の資料10点があり、これらの資料について、所蔵館別、地域別、年代別に整理を行った。</p> <p>なおこのほか、平成20年4月1日から30日にかけて、ロシア国立映画・写真資料公文書館、ロシア国立軍事公文書館、ドイツ反ファシスト記念館の資料について、資料入手に係る交渉調整とその報告書の作成業務を外部に委託した。</p> <p>この結果、①1945年制作の「日本壊滅」の映画フィルムからソ連軍と日本軍使が降伏条件について話し合っている、抑留者の武装解除、隊列の進行、収容所内風景等抑留者に関する部分の映像（1本）、②収容所内の抑留者の様子、抑留者の労働作業の状況等を撮影した写真資料（42枚）、③サハリンにある収容所の地図（3枚）、スケッチ（1枚）を入手した。これらの資料については、当法人の資料館で使用できるよう上記の3公文書館等と使用契約を結んだ。</p> <p>3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等</p> <p>(1) 記録の作成・頒布</p> <p>① 総合データベースの構築</p> <p>20年度は、『平和の礎18』について、総合データベースシステムへの取り込みを完了した。</p>

中期計画の項目	実施結果												
<p>② 調査研究の成果の出版等 調査研究の成果を「平和の礎」等として出版する。 また、これまでの調査研究の成果を基金解散後においても活用できるよう、取りまとめを行う。</p> <p>③ 出版物等の活用 出版物等は、平和祈念展示資料館等における展示、広報資料の作成等に積極的に活用する。</p> <p>(2) 講演会等の実施 ① 講演会等の開催 関係者の労苦を後世に語り継ぎ、平和の重要性について広く理解を得るため、関係者、学識経験者等による講演会、フォーラム等を、中期目標の期間の2年6月間において10回以上開催する。</p>	<p>② 調査研究の成果の出版等 19年度に実施した恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦調査結果を「平和の礎」と題し、それぞれ「軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦19」、「シベリア強制抑留者が語り継ぐ労苦19」、「海外引揚者が語り継ぐ労苦19」として、下記のとおり編集した。</p> <p>③ 出版物等の活用 平和祈念展示資料館の図書コーナーでは、当法人の出版物を含め図書約2,500冊を常設している。 隣接する証言コーナーでは、3問題関係者の証言を聴ける機材を6台設置し、啓発用ビデオ映像は、毎時、ビデオシアターにおいて上映している。 また、戦争体験者の労苦の記録としての「平和の礎」を、大人から子供まで関心を持っていただけるように編集した『「平和の礎」選集3』及び満州からの引き揚げを漫画にした『遙かなる紅い夕陽』については、入手を要望する来館者等が多いことから、必要部数を増刷し、前年度に引き続き、平和祈念展示資料館、平和祈念展、地方展示会等の来場者に頒布した。</p> <p>(2) 講演会等の実施 ① 講演会等の開催 ア 平和祈念フォーラム2008（舞鶴市）の開催 平和祈念フォーラム2008を、下記のとおり実施した。入場者は1,012人となり、年度目標（1,000人）を達成した。</p> <table border="1" data-bbox="1086 1086 1935 1369"> <tr> <td>行事名</td> <td>平和祈念講演会「平和への願いを語り継ごう～戦争体験の労苦を通して～」</td> </tr> <tr> <td>会場</td> <td>舞鶴市総合文化会館 大ホール</td> </tr> <tr> <td>会期</td> <td>平成20年9月6日</td> </tr> <tr> <td>共催</td> <td>舞鶴市、舞鶴市教育委員会、引揚最終船入港50周年・舞鶴引揚記念館開館20周年記念事業実行委員会</td> </tr> <tr> <td>後援</td> <td>総務省、京都府、京都府教育委員会ほか</td> </tr> <tr> <td>入場者数</td> <td>1,012人(目標1,000人)</td> </tr> </table>	行事名	平和祈念講演会「平和への願いを語り継ごう～戦争体験の労苦を通して～」	会場	舞鶴市総合文化会館 大ホール	会期	平成20年9月6日	共催	舞鶴市、舞鶴市教育委員会、引揚最終船入港50周年・舞鶴引揚記念館開館20周年記念事業実行委員会	後援	総務省、京都府、京都府教育委員会ほか	入場者数	1,012人(目標1,000人)
行事名	平和祈念講演会「平和への願いを語り継ごう～戦争体験の労苦を通して～」												
会場	舞鶴市総合文化会館 大ホール												
会期	平成20年9月6日												
共催	舞鶴市、舞鶴市教育委員会、引揚最終船入港50周年・舞鶴引揚記念館開館20周年記念事業実行委員会												
後援	総務省、京都府、京都府教育委員会ほか												
入場者数	1,012人(目標1,000人)												

中期計画の項目	実施結果															
<p>② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催 「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を、関係団体への委託により、中期目標の期間の2年6月間において30回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図るなど効率的運営を行う。</p>	<p>イ 平和祈念フォーラム2008（東京）の開催 平成21年2月22日東京都新宿区の明治安田生命ホールにおいて、平和祈念フォーラム2008（東京）を第1部「戦争を知らない世代が考える、戦争体験の労苦」、第2部「体験者から次世代へ語り継ぐ、平和の尊さ」の2部構成とし、「校内放送番組制作コンクール表彰式」と同時開催を実施した。 開催に当たっては、ホームページの応募フォームより募集したほか、首都圏のJR、東京メトロ等に車額交通広告（12月24日～）、首都圏の学校等へのポスター及びチラシの配布、平和祈念展示資料館における応募受付、報道機関への情報提供など事前の広報、当日参加の呼びかけなどを実施したが、雪による交通機関の乱れにより参加予定の北海道の高校生（23人）が当日参加できず、入場者数の目標300人を若干下回る284人であった。</p> <p>ウ 講演会の開催 関係者の労苦を後世に語り継ぐ事業の重要性についての講演会を次の3か所で開催した。</p> <table border="1" data-bbox="1064 815 1998 1045"> <thead> <tr> <th>開催月日</th> <th>開催場所</th> <th>参加人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年10月9日</td> <td>岩手県盛岡市 高松公園</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>10月19日</td> <td>三重県四日市市 三重北勢地域地場産業振興センター</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>11月11日</td> <td>鳥取県琴浦町 まんびタウンとうはく</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>435</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催 地域のネットワークを有する関係団体に委託することにより、下表のとおり25回の「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を全国的に展開して開催した。 また、このうち11回は、法人所蔵資料や地元会員所有資料など関係者の労苦を物語る資料を展示する地方展示会と一体的に行うことにより事業の効率化を図り、経費の節減に努めた。</p>	開催月日	開催場所	参加人員	20年10月9日	岩手県盛岡市 高松公園	230	10月19日	三重県四日市市 三重北勢地域地場産業振興センター	150	11月11日	鳥取県琴浦町 まんびタウンとうはく	55			435
開催月日	開催場所	参加人員														
20年10月9日	岩手県盛岡市 高松公園	230														
10月19日	三重県四日市市 三重北勢地域地場産業振興センター	150														
11月11日	鳥取県琴浦町 まんびタウンとうはく	55														
		435														

中期計画の項目	実施結果																										
<p>③ 校内放送番組制作コンクールの実施</p> <p>関係者の労苦に関する教育分野における理解の拡充を図るため、その一環として戦争体験の労苦をテーマとした校内放送番組制作コンクールを行い、その制作過程を通じて若い世代が労苦理解の一層の促進を図るとともに一般国民の関心の喚起を図る。</p> <p>(3) 語り部の積極的活用</p> <p>関係者の労苦を次世代に確実に語り継ぐため、いわゆる「語り部」を前中期目標期間中に育成して、平和祈念展示資料館に配置しているところであるが、基金の解散を見据え、これまでに育成してきた「語り部」を教育活動や総合学習の場、公民館等を利用した催事等に派遣し、地域住民、特に若い世代の戦争体験の労苦理解の促進に資するなど、積極的に活用する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">委 託 先</th> <th colspan="3">20年度</th> </tr> <tr> <th>開催回数</th> <th>参加人員</th> <th>地方展示会との同時開催数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(社)元軍人軍属短期在職者協力協会</td> <td>5</td> <td>1,457</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>(財)全国強制抑留者協会</td> <td>19</td> <td>1,919</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>(社)引揚者団体連合会</td> <td>1</td> <td>75</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>25</td> <td>3,451</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>				委 託 先	20年度			開催回数	参加人員	地方展示会との同時開催数	(社)元軍人軍属短期在職者協力協会	5	1,457	5	(財)全国強制抑留者協会	19	1,919	6	(社)引揚者団体連合会	1	75	0	計	25	3,451	11
	委 託 先	20年度																									
開催回数		参加人員	地方展示会との同時開催数																								
(社)元軍人軍属短期在職者協力協会	5	1,457	5																								
(財)全国強制抑留者協会	19	1,919	6																								
(社)引揚者団体連合会	1	75	0																								
計	25	3,451	11																								
	<p>③ 校内放送番組制作コンクールの実施</p> <p>平成 20 年度に実施した第 5 回高校生平和祈念ビデオ制作コンクールは、全国約 5,300 校すべての高校を対象に募集パンフレットを発送するとともに関係教師へのコンクール告知 FAX の送信、コンクール、コンテスト専門誌への募集広告、協力媒体での募集告知など参加の呼びかけを積極的に行い、その結果、北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国及び九州の各地方から 31 の高校（前年比 7 校増）が参加し 51 作品（前年比 21 作品増）の提出を得た。</p> <p>(3) 語り部の積極的活用</p> <p>① 資料館配置</p> <p>ゴールデンウィークや夏休み期間中は、労苦の実体験などを生の声で次世代に語り継ぐ「語り部」を平和祈念展示資料館に配置（延 35 人）し、多くの入館者に積極的に語りかけることにより、理解と感銘を与える工夫と努力を行った。また、「語り部」を常駐させることにより、説明員の予約なしで来館した多くの中学生グループの総合学習等に対しても、個別に対応できる体制を整えている。この結果、「語り部」の配置は、予約を含め延 117 人となった。</p>																										

中期計画の項目	実施結果																																						
<p>(4) 催し等への助成 関係団体が実施する戦争犠牲による死亡者の慰霊の催し、 現地慰霊訪問、シンポジウム、交流慰藉事業その他の事業の 開催等に対し、助成を行う。</p>	<p>② 学校派遣 東京近郊の小学校の要請を受けて「語り部」を派遣し、総合学習の場などを通じて「語り部」自らの体験談を始め関係者の労苦や平和の尊さについて語り継ぐ事業を行った。 20年度においては、小学校14校、学童延べ35クラス、1,127人（前年度比8人増）に対し、世界地図を用いて具体的な場所を指しながら、本人の当時の経験を紙芝居にするなど子どもたちにわかりやすくする工夫をしながら、直接語りかけ質問等に対しても時間の許す限り丁寧に対応した。</p> <p>(4) 催し等への助成 財団法人全国強制抑留者協会が実施した慰霊事業（慰霊祭及び慰霊訪問）及び日・口交流シベリア抑留関係事業（シンポジウム）に対し助成を行った。</p> <p>① シベリア抑留関係中央慰霊祭 平成20年10月22日、東京都千代田区の九段会館で開催（参加者約800人）した。</p> <p>② 地方慰霊祭 地方の「ソ連抑留犠牲者慰霊碑」が存在する各地18か所で開催し、参加人数は延べ1,951人であった。</p> <p>③ シベリア慰霊訪問</p> <table border="1" data-bbox="1055 1046 2022 1294"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th></th> <th>期 間</th> <th>日数</th> <th>場 所</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">20</td> <td>1</td> <td>8月18日～22日</td> <td>5日</td> <td>ハバロフスクA班</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>8月15日～18日</td> <td>4日</td> <td>ハバロフスクB班</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>8月18日～22日</td> <td>5日</td> <td>アムール班</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>8月17日～25日</td> <td>9日</td> <td>イルクーツク班</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>8月22日～27日</td> <td>6日</td> <td>カザフスタン班</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td>51人</td> </tr> </tbody> </table>	年度		期 間	日数	場 所	参加人数	20	1	8月18日～22日	5日	ハバロフスクA班	15人	2	8月15日～18日	4日	ハバロフスクB班	8人	3	8月18日～22日	5日	アムール班	8人	4	8月17日～25日	9日	イルクーツク班	10人	5	8月22日～27日	6日	カザフスタン班	10人					合計	51人
年度		期 間	日数	場 所	参加人数																																		
20	1	8月18日～22日	5日	ハバロフスクA班	15人																																		
	2	8月15日～18日	4日	ハバロフスクB班	8人																																		
	3	8月18日～22日	5日	アムール班	8人																																		
	4	8月17日～25日	9日	イルクーツク班	10人																																		
	5	8月22日～27日	6日	カザフスタン班	10人																																		
				合計	51人																																		

中期計画の項目	実施結果
<p>4 書状等の贈呈事業 関係者に対する書状等の贈呈事業への請求（平成19年3月31日に受付終了）のうち、未処理案件について迅速な処理を行う。</p> <p>5 特別記念事業等 (1) 特別記念事業の実施 関係者からの慰労品の請求の受付は平成19年4月1日から平成21年3月31日までの2年間とする。</p>	<p>④ 抑留問題 日・露シンポジウム ア 平成20年9月9日、ロシア・モスクワ市マリオンネットロイヤルホテルで開催 参加者13人 日本側からは、(財)全国強制抑留者協会会長相沢英之氏ら6名 ロシア側からは、相互理解協会会長キリチェンコ氏、世界経済・国際関係研究所日本センター長ラムゼス氏ら7名が出席。</p> <p>イ 平成20年10月22日、九段会館で開催 参加者35人 日本側からは、(財)全国強制抑留者協会会長相沢英之氏、常務理事井上万吉男氏をはじめ、総務省、外務省の関係担当官及び法人職員など28名 ロシア側からは、相互理解協会会長キリチェンコ氏、ロシア国会露日交流議員連盟事務局長カザコフ氏ら7名。</p> <p>4 書状等の贈呈事業 平成20年度における書状等贈呈事業の請求書の処理案件は、戦後、60年余りが経過し関係者の高齢化が進んだこと等に伴い、軍歴等の事実確認が困難な案件であったが、厚生労働省及び都道府県さらには、請求者等に再度照会する等をして、恩給欠格者関係3,588件、戦後強制抑留者関係29件、引揚者関係10件、計3,627件の処理を行った。この結果、書状等請求のあったものについては全ての処理を終了した。 その結果、恩給欠格者456,342件、戦後強制抑留者324,753件、引揚者73,675件で、総計854,770件となった。</p> <p>5 特別記念事業等 (1) 特別記念事業の実施 平成20年度における特別記念事業については、請求期限が平成21年3月31日であることを踏まえて新聞広告、ラジオによる広報ホームページへの掲載都道府県市区町村広報誌への掲載の依頼、テレビによる広報等出来る限りの広報を実施した。</p>

中期計画の項目	実施結果																																																																																																											
<p>① 恩給欠格者に対する慰労品の贈呈 旧軍人軍属として外地等（現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又は北方四島の各地）に勤務した経験の有無、勤務年数の長短等により区分される基準に従い、恩給欠格者本人に対し、以下のいずれかを贈呈する。 ア 5万円相当の旅行券等又は慰労の品 イ 3万円相当の旅行券等又は銀杯</p>	<p>特別記念事業の特別慰労品の贈呈対象者は過去に書状等の贈呈を受けた者であることから、過去に書状等の贈呈を受け、未だ請求の手続きをされていなかった者（67万6千人）に対して特別記念事業の実施の「お知らせ」（お知らせ文書、請求書及び返信用封筒を同封）を送付し、対象者に1人でも多く請求していただくように直接働きかけをし、さらに、「お知らせ」が宛先不明等により返送されてきたものについては電話により住所の確認をし、確認が取れたものについては再度「お知らせ」を送付する等積極的に請求の働きかけをした。</p> <table border="1" data-bbox="1115 512 1966 874"> <thead> <tr> <th colspan="6">特別記念事業の受付件数・認定件数</th> </tr> <tr> <th colspan="6">平成21年3月末日現</th> </tr> <tr> <th></th> <th>年度</th> <th>恩給欠格者</th> <th>戦後強制抑留者</th> <th>引揚者</th> <th>全 体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">受付件数 (件)</td> <td>19</td> <td>69,071</td> <td>33,247</td> <td>24,160</td> <td>126,478</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>96,658</td> <td>39,582</td> <td>61,914</td> <td>198,154</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">認定件数 (件)</td> <td>19</td> <td>53,628</td> <td>33,036</td> <td>17,851</td> <td>104,515</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>95,458</td> <td>36,771</td> <td>38,385</td> <td>170,614</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">認定率 (%)</td> <td>19</td> <td>77.6</td> <td>99.4</td> <td>73.9</td> <td>82.6</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>98.8</td> <td>92.9</td> <td>62.0</td> <td>86.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 恩給欠格者に対する慰労品の贈呈 平成20年度における恩給欠格者に対する受付件数は96,658件、贈呈件数は95,458件、認定率98.8%である。</p> <table border="1" data-bbox="1025 1031 2107 1358"> <thead> <tr> <th colspan="7">(恩給欠格者・外地)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>旅行券当引換券</th> <th>置時計</th> <th>万年筆</th> <th>文箱</th> <th>楯</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>贈呈件数</td> <td>46,731</td> <td>22,239</td> <td>6,081</td> <td>2,620</td> <td>4,644</td> <td>82,315</td> </tr> <tr> <td>構成比(%)</td> <td>57</td> <td>27</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>100</td> </tr> <tr> <th colspan="7">(恩給欠格者・内地)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>旅行券当引換券</th> <th>銀杯</th> <th>計</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <td>贈呈件数</td> <td>7,690</td> <td>5,453</td> <td>13,143</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>構成比(%)</td> <td>59</td> <td>41</td> <td>100</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>	特別記念事業の受付件数・認定件数						平成21年3月末日現							年度	恩給欠格者	戦後強制抑留者	引揚者	全 体	受付件数 (件)	19	69,071	33,247	24,160	126,478	20	96,658	39,582	61,914	198,154	認定件数 (件)	19	53,628	33,036	17,851	104,515	20	95,458	36,771	38,385	170,614	認定率 (%)	19	77.6	99.4	73.9	82.6	20	98.8	92.9	62.0	86.1	(恩給欠格者・外地)								旅行券当引換券	置時計	万年筆	文箱	楯	計	贈呈件数	46,731	22,239	6,081	2,620	4,644	82,315	構成比(%)	57	27	7	3	6	100	(恩給欠格者・内地)								旅行券当引換券	銀杯	計				贈呈件数	7,690	5,453	13,143				構成比(%)	59	41	100			
特別記念事業の受付件数・認定件数																																																																																																												
平成21年3月末日現																																																																																																												
	年度	恩給欠格者	戦後強制抑留者	引揚者	全 体																																																																																																							
受付件数 (件)	19	69,071	33,247	24,160	126,478																																																																																																							
	20	96,658	39,582	61,914	198,154																																																																																																							
認定件数 (件)	19	53,628	33,036	17,851	104,515																																																																																																							
	20	95,458	36,771	38,385	170,614																																																																																																							
認定率 (%)	19	77.6	99.4	73.9	82.6																																																																																																							
	20	98.8	92.9	62.0	86.1																																																																																																							
(恩給欠格者・外地)																																																																																																												
	旅行券当引換券	置時計	万年筆	文箱	楯	計																																																																																																						
贈呈件数	46,731	22,239	6,081	2,620	4,644	82,315																																																																																																						
構成比(%)	57	27	7	3	6	100																																																																																																						
(恩給欠格者・内地)																																																																																																												
	旅行券当引換券	銀杯	計																																																																																																									
贈呈件数	7,690	5,453	13,143																																																																																																									
構成比(%)	59	41	100																																																																																																									

中期計画の項目	実施結果																												
<p>② 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈 昭和 20 年 8 月 9 日以来の戦争の結果、同年 9 月 2 日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者本人に対し、10 万円相当の旅行券等又は慰労の品を贈呈する。</p> <p>③ 引揚者に対する慰労品の贈呈 今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和 42 年法律第 114 号）による特別交付金を受けた者本人に対し、銀杯を贈呈する。</p> <p>(2) 特別記念事業実施の周知 本事業の請求期限が平成 21 年 3 月 31 日までと迫っていることから、一人でも多くの関係者への周知を図るべく、地方公共団体及び関係機関との間で緊密な連絡を図り、講演会等の場における相談員の配置、新聞への広告の掲載、市町村の広報紙への掲載協力依頼等多方面にわたり周知活動を展開するものとする。 また、これまでに書状等の贈呈を受け、まだ特別記念事業の慰労品の請求をしていない者については、個別にお知らせを行うものとする。</p>	<p>② 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈 戦後強制抑留者に対する受付件数は 39,582 件、10 万円相当の旅行券等又は慰労品の贈呈件数は 36,771 件、認定率 92.9% であり、その内訳は、次のとおりであった。</p> <table border="1" data-bbox="996 395 2078 539"> <thead> <tr> <th colspan="7">(戦後強制抑留者)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>旅行券当引換券</th> <th>置時計</th> <th>万年筆</th> <th>文箱</th> <th>楯</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>贈呈件数</td> <td>23,614</td> <td>8,524</td> <td>2,035</td> <td>1,214</td> <td>1,384</td> <td>36,771</td> </tr> <tr> <td>構成比 (%)</td> <td>64</td> <td>23</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 引揚者に対する慰労品の贈呈 引揚者に対する受付件数は 61,914 件、銀杯の贈呈件数は 38,385 件、認定率 62.0% であった。これは、広報効果もあり、請求期限の平成 21 年 3 月に多く請求書を受付け（3 月のみで 2 万 2 千件）、また、多くの請求者は引揚げ当時幼少であったことから、請求書類の記載事項に不備が多くあった。よって請求者本人、都道府県等に照会し、事実確認をしつつ認定を行う必要があり、恩給欠格者、戦後強制抑留者と比べ認定率が低くなったものである。</p> <p>(2) 特別記念事業実施の周知 ① 新聞・テレビ・ラジオ等を活用した広報 ア 全国紙（全 5 段）またはブロック紙・地方紙（半 5 段）に新聞広報（20 年 6 月から 21 年 3 月まで毎月交互） イ 全国紙 4、ブロック紙 3 の突き出し広報（20 年 8 月及び 21 年 3 月） ウ テレビによる広報（21 年 2 月） エ ラジオによる広報（20 年 8 月～21 年 3 月） オ 雑誌媒体への広告掲載は、以下の各誌について、平成 20 年 12 月～平成 21 年 2 月までの間に 1 回掲載。 「週刊文春」、「週刊新潮」、「趣味の園芸」、「文芸春秋」、「きょうの料理」、「今日の健康」、「いきいき」、「安心」、「壮快」</p>	(戦後強制抑留者)								旅行券当引換券	置時計	万年筆	文箱	楯	計	贈呈件数	23,614	8,524	2,035	1,214	1,384	36,771	構成比 (%)	64	23	6	3	4	100
(戦後強制抑留者)																													
	旅行券当引換券	置時計	万年筆	文箱	楯	計																							
贈呈件数	23,614	8,524	2,035	1,214	1,384	36,771																							
構成比 (%)	64	23	6	3	4	100																							

中期計画の項目	実施結果
	<p>② 都道府県・市区町村の広報紙への掲載等 ア 「例文」を示して自治体広報紙(誌)に掲載依頼(7月、12月) イ 管区行政評価局長・行政評価事務所長会議で周知(20年5月)</p> <p>③ 老人福祉関係機関に対する広報 全国老人クラブ連合会機関誌掲載(5月) 全国老人福祉協議会会員にポスター掲示(7月、12月) 全国老人クラブ大会におけるチラシの配布(11月)</p> <p>④ 講演会等での相談員の配置 東京(銀座松坂屋デパート)及び名古屋市内で開催した「平和祈念展」(8月、9月)、並びに舞鶴市内で開催した「平和祈念フォーラム」(9月)においては、ポスターを掲示するとともに、請求案内パンフレット及び請求書類を備え、特別記念事業「相談コーナー」を開設し、関係者への周知と相談応答業務を実施した。 なお、舞鶴市での「平和祈念フォーラム」では、引揚者に特化した「ちらし」を作成し会場において配布した。</p> <p>⑤ 特別慰労品の請求の促進 これまでに書状等の贈呈を受け、まだ特別記念事業の慰労品の請求をしていない者に、漏れなく請求をしていただき、1人でも多くの方に慰労品の贈呈をするために、4月から6月にかけて約67万6千件の「お知らせ」(お知らせ、簡易な請求書、返送用封筒等を同封)を送付した。</p> <p>⑥ その他広報活動 19年度に引き続き、関係団体に対しては、団体の機関紙への記事掲載及び団体が主催する地方展示会におけるポスターの掲示、請求書の頒布等の実施を要請するとともに、団体の地方支部及びその会員の方々に対して請求書を配布し、申請を積極的に働きかけるよう要請した。 また、大連からの引揚者の団体「日本大連会」の協力を得て、同団体のホームページに特別記念事業のチラシを掲載し、21年1月の会報を会員に配布するときにチラシを同時に配布していただいた。更に、「奉天会」、「牡丹江会」などの引揚関係の10団体に対しては、会報などの機関誌への記事掲載を依頼するとともに団体の会合においてチラシの頒布をお願いするなど、引揚者からの申請を促進するため積極的な働きかけを行った。</p>

中期計画の項目	実施結果
<p>(3) 標準期間の設定 申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法の見直しを行い、標準的な審査期間を、書状等の贈呈事業における贈呈者からの請求案件の審査期間は1か月（上記(2)のお知らせを受けて請求した者については、3週間）、それ以外の者からの請求案件の審査期間は3か月とする。</p> <p>(4) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、専門の委員会を設置するとともに、関係機関と調整しつつ基金解散までの間に各々慰霊碑を建立する。</p> <p>6 その他の重点事項 (1) 効果的な広報 関係者の労苦に対する国民の理解の促進、関係者への事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施する。</p>	<p>(3) 標準期間の設定 ① 既に書状等を受けた者の請求書については記載項目を簡易にし、その結果、書状等の贈呈者からの請求案件の標準審査期間の1か月以内で処理ができたものは73%。 ② 「お知らせ」に係る請求書については書状認定時のデータを利用して住所、氏名等印字し、請求者には署名及び贈呈の品の記載のみをしていただく等請求者の負担の軽減を図った。その結果、「お知らせ」を受けて請求した者からの請求案件の標準審査期間の3週間以内で処理できたものは88%。 ③ それ以外の者からの請求案件の標準審査期間の3月以内で処理ができたものは73%。 それぞれの請求案件に対し、それぞれの処理期間内に処理できたものを総受付件数で除すると83%となっており、概ね期間内に処理を終了している。</p> <p>(4) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立予定地について、政府部内の調整が21年3月にずれ込んだため、年度内に検討に着手するに至らなかった。 ただし、委員会設置要綱の原案作成、検討会委員候補者の選定及び内諾等の準備作業に万全を期した。</p> <p>6 その他の重点事項 (1) 効果的な広報 ① 広報の実施状況 展示資料館の入館者を増やすため、平成20年度の広報については、昨年度の広報（①事業案内(8,031部)の配布、②JR新宿駅西口及び東京メトロ西新宿駅の駅周辺案内図の掲示、③交通広告、新聞広告、④平和祈念展、特別企画展、フォーラムへの参加を促進するための交通広告等）に加え、次に掲げる広報を実施した。 ア 住友ビル商店会主催のサマーフェア—新聞折込広告（約12万部配布）への記事掲載。</p>

中期計画の項目	実施結果
<p>(2) ホームページの充実 電子データ化された関係資料等のうち、公開可能なものについては、ホームページに公開するなど、ホームページの内容を充実させ、各事業年度においてアクセス数を75万件以上とする。</p>	<p>イ 東京周辺のコミュニティー新聞（約40万世帯配布）への記事掲載（3回）及び同新聞社による「平和祈念展示資料館見学会」企画の実施及び同社「受験フェア」における生徒・教員・保護者へのパンフレット配布を実施。さらに、同新聞社の親会社であるガス会社の料金センター等へのリーフレット設置配布。</p> <p>ウ 展示資料館の団体申込みをメールでも予約できるように、ホームページの掲載内容を更新（5月末）。（7月と8月に各1団体ずつ申込みあり）</p> <p>エ 20年11月12日、全市区町村に対し、「平和祈念展示資料館への入館促進について」を送付し、団体見学の協力要請を行った。</p> <p>オ 校内放送番組制作コンクールの参加校募集の際に全国の高等学校5,481校にパンフレット配布を実施。</p> <p>カ 教育関連誌・雑誌等への広報（平成21年1月～3月）7誌への広告掲載。</p> <p>キ ポケット型時刻表（JR新宿駅）への広告掲載（平成21年3月ダイヤ改正用）</p> <p>ク 資料館パンフレットの全国国公立小中高等学校への送付（平成21年3月）</p> <p>ケ タウンガイド等情報誌（「東京ベストガイド」、「東京 修学旅行とっておきガイド」など）への無料広告掲載</p> <p>コ インターネット情報サイトへの登載</p> <p>サ ミニ展示会、特別企画展等のポスターを新宿住友ビル1階エレベータホールに掲示するとともに、ビル受付にチラシを配置</p> <p>② 広報活動の成果等 20年度の平和祈念展示資料館の入場者は、48,272人となり、第1次中期計画期間中の平均入場者数44,181人と比べ9.3%増加した。</p> <p>(2) ホームページの充実</p> <p>① ホームページの内容の充実</p> <p>ア 展示資料館の団体申込みをメールでも予約できるようにホームページの掲載内容を更新（20年5月末7月と8月に各1団体ずつ申込みあり）</p> <p>イ ミニ展示の開催案内について、最新情報欄にも掲載し、そこをクリックすると企画書、ポスターの画面がみれるようリンク付け（5月）</p>

中期計画の項目	実施結果
<p>(3) 地方公共団体との連携強化 地方公共団体に特別記念事業への理解と協力を得るため、必要に応じ、「都道府県実務担当者会議」を開催するなど緊密な連携を図る。</p> <p>(4) 関係資料館との連携 基金と運営目的が類似している全国 14 の資料館との連携に努める。</p>	<p>ウ 「戦後強制抑留史」(抜粋)の英訳版を掲載(8月) エ ヤフージャパンの「戦争特集2008」に「戦争体験の労苦を語り継ぐために(冊子)「平和の礎(撰集等)」を情報提供(8月6日~9月2日) オ 「独立行政法人平和祈念事業特別基金年報(平成19年度版)」をホームページに掲載(9月) カ トップページに目玉の展示物の写真を載せる(10月)</p> <p>② アクセス件数 ホームページのアクセス件数は、125 万件(1,253,097)となり、目標の75万件以上のアクセス件数を達成した。 また、アクセス割合をみるとカウント不明部分があり一概にはいえないが、展示資料館へのアクセスが約4割近くを占め一番多く閲覧された。</p> <p>(3) 地方公共団体との連携強 平成20年度においては、平成20年9月10日及び11日の両日、都道府県実務担当者会議開催し、都道府県より担当者64名が出席した。 また、各都道府県・市区町村に対して5月、7月及び12月に、広報紙(誌)への掲載文例(「特別記念事業の実施等について」)を添付して特別記念事業の広報紙(誌)やホームページへの掲載について働きかけた。</p> <p>(4) 関係資料館との連携 20年度は「沖縄県平和祈念資料館」、「知覧特攻平和会館」、「樺太関係資料館」、「仙台市戦災復興記念館」、「大阪国際平和センター」、「堺市立平和と人権資料館」の6関係資料館に出向き入館者増の施策状況について情報交換を行い。 また、「埼玉県平和資料館」、「川崎市平和館」、「神奈川県立地球市民かながわプラザ」の3関係資料館については、入館者増の施策状況についてアンケートにより意見を聞き平和祈念展示資料館の入館者増の施策の検討資料を作成した。 「舞鶴引揚記念館20周年記念事業」の開催において、当法人に協力要請を受けたことから、20年度のフォーラムを舞鶴市で開催することとなり、同館と連携を図り9月6日</p>

中期計画の項目	実施結果
<p>(5) 外国の関係機関との関係強化 外国における関係機関との間の関係の強化を目指す</p> <p>(6) 職員の雇用問題 基金解散に伴う職員の雇用問題については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、関係機関に対して雇用確保の働きかけを行う。</p> <p>第3 予算、収支計画及び資金計画 運用資金を適正に管理・運用して自己収入の確保に努める。</p>	<p>に「フォーラム2008 平和祈念講演「平和の願いを語り継ごう」を開催した。</p> <p>(5) 外国の関係機関との関係強化 平成20年度は、映像等の資料について使用許可の契約を取り交わし、基金で使用できるようにした。具体的には、①1945年制作の「日本壊滅」の映画フィルムからソ連軍と日本軍使が降伏条件について話し合っている、抑留者の武装解除、隊列の進行、収容所内風景等抑留者に関する部分の映像（1本）、②収容所内の抑留者の様子、抑留者の労働作業の状況等を撮影した写真資料（42枚）、③サハリンにある収容所の地図（3枚）、スケッチ（1枚）を入手した。これらの資料については、当法人の資料館で使用できるよう、ロシア国立映画・写真資料公文書館、ロシア国立軍事公文書館、ドイツ反ファシスト記念館と使用契約を結んだ。</p> <p>(6) 職員の雇用問題 法人が平成22年9月30日までに廃止が決定していることから、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、関係機関に対して働きかけを行ったものの、結果的に基金独自採用職員1人が平成20年度末で自主退職した。</p> <p>第3 予算、収支計画及び資金計画 「運用方針」等に基づき、運用資金を適正に管理・運用した。管理面においては、金融機関等から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施し、適正に管理している。また、運用面においては、利息収入が金利動向に左右されるものではあるが、可能な限り運用収入を得るべく、取得可能な範囲で経済新聞、証券会社等からの最新の金融情報を活用して、金融経済情勢等を収集・把握し、時系列のデータを作成するなどして運用時の判断材料とした。資金計画をきめ細かく行うことにより、平成20年10月より新たに短期運用として譲渡性預金での運用を開始し、低金利の状況下においても運用収入の上積みを図った。 また、ガバナンスの観点から四半期ごとに運用収入の実績を役員会に報告を行い、了承を得ている。 その結果、見込み額とほぼ同程度の474百万円の運用収入を確保した。</p>

中期計画の項目	実施結果																
<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>2 人事に関する計画 研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図り、人事に関する計画の策定・人事交流の推進を図ることにより、適切な内部管理事務を遂行する。</p> <p>3 その他業務運営に関する事項</p> <p>(1) 環境対策 環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。</p> <p>(2) 危機管理 常設の展示資料館における危機対応マニュアルを作成する等危機管理体制の整備を行う。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>2 人事に関する計画 費用対効果を考慮し、外部研修に職員を積極的に派遣。</p> <table border="1" data-bbox="996 395 2074 683"> <thead> <tr> <th>研 修 名</th> <th>主 催</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新入社員等防災研修会</td> <td>住友ビル管理会社</td> </tr> <tr> <td>防火管理講習</td> <td>東京消防庁</td> </tr> <tr> <td>情報公開・個人情報保護制度の運営に関する研修</td> <td>総務省関東管区行政評価局</td> </tr> <tr> <td>関東地区行政管理・評価セミナー</td> <td>総務省関東管区行政評価局</td> </tr> <tr> <td>ビジネスアソシエ経営セミナー</td> <td>NTTビジネスアソシエ</td> </tr> <tr> <td>内部統制実務セミナー</td> <td>新日本有限責任監査法人</td> </tr> <tr> <td>人事労務セミナー</td> <td>株式会社フォーブレーション</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他業務運営に関する事項</p> <p>(1) 環境対策 平成20年度における環境に配慮した特定調達物品の調達目標を100%とした「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、ホームページに公開した。 また、職員に対し環境に配慮した物品及びサービスの調達についての理解を図り、継続的に環境に配慮した製品の使用を心がけたことなどにより、全39品目において目標の100%を達成した。 さらに、節電、LANの活用・両面コピーの促進によるペーパーレス化、廃棄物の分別収集、リサイクル製品の活用を推進した。</p> <p>(2) 危機管理 平和祈念展示資料館においては、平成20年10月8日の住友ビル全館の訓練に合わせ、危機対応マニュアル等に基づく一般電話を利用した通報訓練、情報の収集、伝達、避難訓練及び災害時における個々の役割分担を確認し、発生時に速やかに行動できるような体制の充実を図った。</p>	研 修 名	主 催	新入社員等防災研修会	住友ビル管理会社	防火管理講習	東京消防庁	情報公開・個人情報保護制度の運営に関する研修	総務省関東管区行政評価局	関東地区行政管理・評価セミナー	総務省関東管区行政評価局	ビジネスアソシエ経営セミナー	NTTビジネスアソシエ	内部統制実務セミナー	新日本有限責任監査法人	人事労務セミナー	株式会社フォーブレーション
研 修 名	主 催																
新入社員等防災研修会	住友ビル管理会社																
防火管理講習	東京消防庁																
情報公開・個人情報保護制度の運営に関する研修	総務省関東管区行政評価局																
関東地区行政管理・評価セミナー	総務省関東管区行政評価局																
ビジネスアソシエ経営セミナー	NTTビジネスアソシエ																
内部統制実務セミナー	新日本有限責任監査法人																
人事労務セミナー	株式会社フォーブレーション																

中期計画の項目	実施結果
<p>(3) 職場環境 メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成を行う。</p> <p>(4) 内部統制・ガバナンス強化 整理合理化計画に基づき、内部統制・ガバナンス強化に向けて、適切な体制を整備する。</p>	<p>(3) 職場環境 メンタルヘルス相談窓口及びセクシャルハラスメントの防止に関する指針の職員への周知をするなど日常の管理体制を徹底することにより、20年度において相談窓口に寄せられた相談、苦情等はなかった。</p> <p>(4) 内部統制・ガバナンス強化 20年5月より監事が出席する役員会において、随意契約の状況（毎月）、資金運用状況（四半期毎）の報告を、11月から予算執行見込み（四半期毎）についての報告を行い、内部統制・ガバナンス強化に努めた。 10月には20年度計画の上半期の事業の進捗状況を取りまとめ、計画達成のための見直し検討を行い職員のインセンティブの向上を図った。 なお、法人の意志決定に当たっては、法人発足以来、「独立行政法人平和祈念事業特別基金文書管理規程（平成15年10月1日 規程第4号）に基づき、全て理事長の決裁を得ている。 また、個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の規定に基づき、「独立行政法人平和祈念事業特別基金の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規定（平成17年3月31日規程第1号）を定め、法人が所有する個人情報について漏えい滅失又はき損の防止その他適切な管理に努めている。 具体的には、職員等に対して情報機器の取扱い及び個人情報の取扱いに関して、教育、訓練等の研修をするとともに、職員それぞれをパスワード管理し、職員が従事している業務の種別によりパソコン使用業務の範囲を規制している。 さらに、事務用ネットワークを二重ファイアウォールにより、外部からの侵入を防止し、総合的な監視システムによる監視を行う等万全を期している。なお、パソコンを持ち出せないようにセキュリティーワイヤーを使用している。 12月には職員2名が内部統制セミナーに参加し、内部統制システムについての理解を深めるとともに、研修内容を供覧により職員に周知し、情報の共有を図り、内部統制の強化に向けて意識を高めた。</p>

中期計画の項目	実施結果
	<p>21年1月には、再度、20年度計画の第三四半期の進捗状況のとりまとめを行い、PLAN（計画）、DO（実施と運用）、CHECK（監査）、ACTION（見直し）のPDCAサイクルによる内部統制システム（リスク管理体制）の一層の強化に努めた。</p>